

-----  
**規 則**  
-----

高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

高知県知事 濱田 省司

**高知県規則第 号**

**高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県環境影響評価条例施行規則（平成11年高知県規則第63号）の一部を次のように改正する。  
別表第1（5）の項中

「

オ 風力発電所の設置の工事業	出力が1万キロワット以上である風力発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である風力発電所を設けるもの
カ 風力発電所の変更の工事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの

」

を

「

オ 太陽電池発電所の設置の工事業	(ア) 出力が4万キロワット以上である太陽電池発電所を設けるもの（(イ)又は(ウ)に該当するものを除く。）	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である太陽電池発電所を設けるもの（この項のオの(イ)の第3欄又はオの(ウ)の第3欄に掲げる要件に該当しないものに限る。）
	(イ) 太陽電池発電所の用に供される区域及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として計画的に取得され、又は造成される一団の土地（以下「太陽電池発電所区域」という。）の面積が50ヘクタール以上（太陽電池発電所区域に特別地域が含まれる場合にあつては、10ヘクタール以上）である太陽電池発電所を	

」

	設けるもの	
	(ウ) 森林（森林法第2条第3項に規定する国有林及び同項に規定する民有林（同法第5条第1項の地域森林計画の対象となっているものに限る。）をいう。）において立木竹を伐採する区域（以下「森林伐採区域」という。）の面積が20ヘクタール以上であるものを伴うもの	
カ 太陽電池発電所の 変更の工事の事業	(ア) 出力が4万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの（(イ)又は(ウ)に該当するものを除く。）	出力が2万キロワット以上4万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの（この項のカの(イ)の第3欄又はカの(ウ)の第3欄に掲げる要件に該当しないものに限る。）
	(イ) 太陽電池発電所区域の面積が50ヘクタール以上（太陽電池発電所区域に特別地域が含まれる場合にあつては、10ヘクタール以上）増加するもの	
	(ウ) 森林伐採区域の面積が20ヘクタール以上増加するものを伴うもの	
キ 風力発電所の設置 の工事の事業	出力が1万キロワット以上である風力発電所を設けるもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である風力発電所を設けるもの
ク 風力発電所の変更 の工事の事業	出力が1万キロワット以上である発電設備の新設を伴うもの	出力が5,000キロワット以上1万キロワット未満である発電設備の新設を伴うもの

に改める。

別表第2中22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項と

し、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、

11 別表第1の(5)の項のオ又はカに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。

を

11 別表第1の(5)の項のオ又はカに該当する対象事業	(1) 別表第1の(5)の項のオの(ア)又はカの(ア)に該当するもの	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	(2) 別表第1の(5)の項のオの(イ)若しくは(ウ)又はカの(イ)若しくは(ウ)に該当するもの	太陽電池発電所区域の位置	新たに太陽電池発電所区域となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満（太陽電池発電所区域に特別地域が含まれる場合にあつては、4ヘクタール未満）であること。
		森林伐採区域の位置	新たに森林伐採区域となる部分の面積が8ヘクタール未満であること。
12 別表第1の(5)の項のキ又はクに該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。	
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。	

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「特別地域」とは、別表第1備考に規定する特別地域をいう。

別表第4中22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、16の項を17の項とし、15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、

11 別表第1の(5)の項のオ又はカ	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
--------------------	--------	--------------------------

に該当する 対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が100メートル以上移動しないこと。

を  
「

11 別表第1 の(5)の項 のオ又はカ に該当する 対象事業	(1) 別表第1の(5)の項のオの(ア)又はカの(ア)に該当するもの	発電所の出力	発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
		対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	(2) 別表第1の(5)の項のオの(イ)若しくは(ウ)又はカの(イ)若しくは(ウ)に該当するもの	太陽電池発電所区域の位置	新たに太陽電池発電所区域となる部分の面積が変更前の太陽電池発電所区域の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール未満（太陽電池発電所区域に特別地域が含まれる場合にあつては、4ヘクタール未満）であること。
		森林伐採区域の位置	新たに森林伐採区域となる部分の面積が8ヘクタール未満であること。
12 別表第1 の(5)の項 のキ又はク に該当する 対象事業	発電所の出力		発電所の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置		変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置		発電設備が100メートル以上移動しないこと。

に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において「特別地域」とは、別表第1備考に規定する特別地域をいう。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の高知県環境影響評価条例施行規則の規定は、この規則の施行の前日に電気事業法（昭和39年法律第170号）第48条第1項の規定による届出をした太陽電池発電所の設置又は変更の工事の事業については、適用しない。

規 則

◎高知県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規  
則